

町税などをコンビニやスマホで納付できるようになります

令和6年4月から町が発行する次の納付書で、コンビニエンスストア（コンビニ）やスマートフォン（スマホ）アプリを利用して納付できるようになります。

- ・町県民税
- ・介護保険料
- ・町営住宅手数料
- ・し尿汲取手数料
- ・固定資産税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・町営住宅駐車場料金
- ・保育料
- ・軽自動車税
- ・上下水道料金
- ・町有地使用料
- ・学童保育料
- ・国民健康保険税
- ・下水道受益者負担金
- ・老人施設入所料金

利用できるコンビニ

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど

スマホアプリによる納付

スマホアプリを利用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ることにより、いつでもどこでも納付することができます。

【利用可能アプリ】

PayPay、LINE Pay、PayB など
※スマホアプリの利用方法は、各アプリの公式ホームページでご確認ください。

ご注意ください

- 次の納付書は、コンビニまたはスマホアプリによる納付ができません。
 - ・コンビニ取扱い期限が過ぎた納付書
 - ・バーコードが印字されていない納付書
 - ・バーコード部分が汚損または破損している納付書
 - ・金額を訂正した納付書
 - ・金額が30万円を超える納付書（スマホアプリによる納付の場合は、アプリにより納付できる金額が異なる場合があります。）
- スマホアプリによる納付の場合、領収書は発行できません。

詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

☎ 会計室
78-3147

広報ながす 4月号目次

- 02P 町税などをコンビニやスマホで納付できるようになります
- 03P 令和6年度の町の取り組みを紹介します
～施政方針・予算・主要事業～
- 11P ^{トピックス}ながすTopics
- 15P お知らせ
- 22P 来てみなっせ 金魚と鯉の郷広場
- 23P 生涯学習コーナー
- 24P ながす未来館・図書館コーナー
- 26P 保健・子育て情報
- 31P ぼくの夢 わたしの夢 腹赤小5年 古澤 叶望さん
- 32P 第29回火の国長洲金魚まつり

今月の表紙



3月5日(火)、清里小学校の6年生が、卒業記念として棚の制作を行いました。
これは、信和建設株式会社（中島貴之代表取締役社長）の材料調達や作り方の指導などの協力のもと実現したもので、昨年に引き続き2回目の取り組みとなります。児童たちは、同社の大工さんからインパクトドライバーなどの使い方を教わりながら木材を組み立て、ボールや長縄など外遊びの道具を入れる棚を作り上げました。
この日制作した棚は、後日絵を描いたり色を塗ったりして児童昇降口で用具入れの棚として活用されます。

防災情報

4月の潮位(長洲付近) 大潮期間中の満潮時には、高潮に注意してください。

9日◎ 午前 9時30分ごろ、午後 9時45分ごろ ※9日、24日の前後は、海面が高くなる
24日◎ 午前 9時00分ごろ、午後 9時45分ごろ りますので特に注意してください。

防災行政無線が聞きとれなかったときは、下記の番号にお尋ねください

0800-200-1244 (無料)

人の動き

population dynamics

| | | |
|-----|---------|--------|
| 人口 | 15,406人 | (13人減) |
| 男 | 7,783人 | (6人減) |
| 女 | 7,623人 | (7人減) |
| 世帯数 | 7,398世帯 | (4世帯減) |

令和6年2月末日現在 ※ ()内は、前月比